

対都要請行動 (2011年8月10日) 報告

2012年度補助金1年間継続へ!!

* 対都要請行動を行いました! *

2011年8月10日に東京都福祉保健局障害者施策推進部自立生活支援課との懇談(対都要請行動)を行いました。11グループ16名が参加し、都からは藤井氏(福祉保健局 障害者施策推進部 自立生活支援課長) 含め5名の課長、係長が対応しました。

今回の懇談は、昨年の懇談の際に発言があった「2012年度以降の補助金継続については調整検討中」ということについて、どのような回答がなされるのか、注目されていました。その点も含め放課後連・東京が要請した項目は以下の3点でした。

- ①2012年3月末(2011年度末)までに限らず、現行の水準を維持したまま補助金を継続し、また国の制度に移行した際に公費水準が下がってしまうグループに対して差額を補助して下さい。
- ②2012年4月からの「放課後等デイサービス」が、東京の放課後グループの移行できるような制度になるように国に働きかけて下さい。
- ③今後も国の制度では受け止めることのできない障害児・者福祉事業(例えば、成人の余暇・集団活動など)を支えるものとして、都の補助金制度を何らかの形で存続させて下さい。

以上3点について担当課から回答がありました。以下、その回答と参加した各グループの発言を簡単にまとめました。回答の詳細、各グループの発言の詳細は

放課後連・東京HP ↓

【http://www.geocities.jp/afterschool_tokyo/news.html】に掲載しております「8月10日都との懇談の報告」をご覧ください。

* 担当課からの回答 *

■①についての回答

「心身障害者(児)通所訓練事業」や「地域デイグループ事業」など(の補助を受ける)事業所は、可能な限り平成23年(2012年)度中に法内化を進めていく考え。しかし、来年4月に創設される「放課後等デイサービス」などの事業の詳細がまだ明らかでないということなどから、平成24年(2012年)度については一定の条件を付した上で、現行の補助制度と同様の内容で1年延長することを検討している。

「1年間の延長」という方向が示されたことについて、参加したメンバーからは安堵の声が上がりました。しかし、「一定の条件」という点が不明確であったので、その内容を尋ねたところ、以下のような回答がありました。

移行に向けた、事業に関する「計画書」を作成し、出して欲しい。そのことを通じて、事業所の問題や様子などについてきちんと把握して、われわれも区市町村も考えていくことができる。

放課後連・東京ニュース

《No. 92》2011年10月17日

障害児放課後グループ連絡会・東京
(放課後連・東京)

江東区冬木6-20 こぴあクラブ内

〒135-0041 TEL・FAX 03(3630)1363

補助金制度が1年延長されることは、私たちの願いが考慮されていました。ただし、「2012年度内には法内移行するという方向を出して欲しい」ということであり、「2013年度以降」のことについての明確な回答はありませんでした。私たちは「法内化したくない」と言っているわけではありません。国の制度がより良いものであれば、いつでも法内化したいグループは多いはずです。しかし、その制度が現状よりも劣るものであるならば、通所訓練事業等の継続をお願いするしかありません。国の動きなどに左右はされませんが、今後も都に対する継続した働きかけが重要です。



■②についての回答

2月および6月に合計3回、国への提案などを行った。6月20日に行った要望では、「人員配置の常勤要件について柔軟な対応をすること」「重度者対応加算を創設するなどの重度者に配慮した報酬とすること」「特別支援学校等と事業所間の送迎が可能となるように検討すること」、以上の3点を要望している。6月30日には、「放課後等デイサービス」について、必要十分な報酬単価を設定すること」という要望を行った。今後も必要に応じて働きかけていきたい。

国に対して具体的な要望をしてもらえたのは、「補助金の1年継続」と同様に、これまで要望し続けてきた成果です。

「今後も必要に応じて働きかけしていきたい」という説明もありましたので、都を通じて国に働きかけていく「障害者道」ができたと言えます。今後予定されている「障害者総合福祉法」の制度作りの際にも活かすことができるでしょう。



■③についての回答

都としてはこれまで説明してきた通り、可能な限り法内事業に移行して欲しいと考えている。ただし、移行困難な施設は区市町村から実情を聞くなどして対応を検討していきたい。

「補助金の廃止」ということは言いませんでした。「区市町村から実情を聞いて検討する」といことでしたので、今後、法内移行に関する問題点がはつきりしてきたときには、それを、区市を通じて、都に伝えていくことも重要です。



* 教訓として *

全体的に「柔軟な回答」であったと考えられます。ただし、「2013年度以降」のことについてはまだ見えません。村岡会長は「放課後制度」を飛行場・滑走路に例えて「現状は、小型飛行機からジェット機まで様々な形の飛行機がすでに飛んでいる状態。それらの飛行機は落ちることはできない。なぜなら子どもたちが乗っているから。我々は法内移行、つまり着陸をしたくないわけではない。しかし、それは法内移行、つまり着陸ができれば我々は降りたくない。しっかりと滑走路がなければ我々は降りたくない。しかし、それが不十分であると墜落してしまう。安心して着陸できる飛行場・滑走路になるように、これからの支援をお願いしたい」と訴えました。

村岡会長は後日、今回の要請行動から4つの教訓を導き出そうと呼び掛けました。それは「『当たり前』のことを『当たり前』に主張していくことの大切さ」です。「障害のある子どもの親が働くなんて、とんでもない」と言われていた時期から、親の就労保障を掲げて活動してきたグループもあります。今では、親の就労を支えることは当然とみなされるようになりつつあります。状況

が厳しくても、決してあきらめないことが大切です。国の制度が大きく変わっていく情勢の中、私たちが日々の活動・取り組みの中で感じる『当たり前』に大切にしたいと思うことを、都だけではなく国に対しても、またそれぞれ区市町村に対しても、『当たり前前』に要請し続けていきたいと思えます。



* 参加者からの発言 *

わんぱくクラブ(世田谷区): 世田谷区は「タイムケア事業」。区からは4月から「放課後等デイサービス」に移るように言われている。予算の立て方も日割りになると大変になる。また青年期の支援についても補助制度の存続をお願いしたい。

アフタースクール(豊島区): 区からの補助金が上がったが、職員はダブルワークしている状況。活動内容を充実させていくことが難しい。「放課後等デイサービス」が良い方向にいくように国に働きかけて欲しい。

つくしんぼ(町田市): 市は「法内移行しなさい」と言ってくる。しかし、行くところがないと言われる。市の中で担当課が未定の状態で困っている。そういった市区町村への指導もお願いしたい。

たんぼぼクラブ(江東区): 現在利用している子どもたちの通所や活動内容が確保できるような仕組みをお願いしたい。報酬単価が下がった場合の補てんと移行期間中の通所訓練事業の継続をお願いしたい。

かたつむりクラブ・ゆめクラブ(大田区): ①放課後活動には親の就労保障という面もある。その点を考えて頂きたい。重度加算についても国に提案して頂きたい。ありがたい、感謝している。②クラブでこまめに頂いている。双子なので、私1人ではどこにも行けない。クラブに通ってすぐ充実した毎日を送っている。③成長し、体力を持て余している。クラブに通うことなしでは、普通の生活すら過ごせない。放課後がより豊かになっていくように支援をお願いしたい。④指導員は家の状況などを見ながら子どもたちのことも知りつつアポイントをくれる。「ただいま」と言って顔を見せられるクラブ

として変わらなず残って欲しい。

クラブかたつむり(国分寺市): ろう重複の子どもたちの学童保育を行っている。子どもたちにとつてコミュニケーションが重要になってくるが、少人数しかいれないので、一行政(地域)だけでは事業が成り立たない。広域事業として認めて欲しい。

なかよし教室(三鷹市): 指導員との関係も深く、家族のような関係。しかし、指導員にも家族はいる。そこも保障されるものになって欲しい。現場の実態を把握して欲しい。

ボンリーワン(府中市): 通所訓練事業と同じ実績があるのに、「地域デイII」のまま。市の補助はあるがやっつけないう。「児童デイII」のような10対2の人員配置ではやれない。現場を見て、(国への)パイプ役となって欲しい。

こびあクラブ(江東区): 家庭ではできないような、バス・電車に乗るとか、順番を待つかをクラブで経験させてもらっている。クラブはとも大切な場所。職員賃金なども踏まえて考えてもらいたい。

* 活動報告 *

<7月>

3日(木)事務局会議

7日(木)青年・成人期集団活動交流会

30日(土)全国放課後連第8回総会(大阪)

<8月>

10日(金)対都要請行動

28日(日)事務局会議

<9月>

26日(月)定例会: 内部学習会(第16回学習集会第1部鑑賞・情勢報告)

29日(木)青年・成人期集団活動交流会

<10月>

13日(木)事務局会議

17日(月)定例会: 内部学習会(被災地支援報告)

30日(日)全国放課後連第10回研修会(東京)

